

地域再生推進のための基本指針(案)(概要)

【1.地域再生に関する基本的な考え方】

国から地方へ「官から民へ」の構造改革の流れを強化
地域自らの知恵と工夫により「**地域経済の活性化**」と「**地域雇用の創造**」を実現

⇒ **地域が自ら考え行動する、国はこれを支援する」ことを基本**
(地域の「自助と自立の精神」を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする。)

【2.地域再生の取組の方針】

各地域の役割

地域の基幹的な産業の再生・事業転換、新規産業創出をはじめとして
地域再生計画」を策定
地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史などを有効活用

要望の提案

地域再生計画の作成

国の役割

全面的支援

計画の認定

地域再生推進のためのプログラム(仮称)決定(政府の対応)

行政サービスの民間開放を阻害している制度的要因の除去
思い切った権限移譲の取組促進
補助金要件の改善などの施策の利便性の向上
各府省の支援施策を連携・集中 等
積極的に構造改革特区制度を活用

地域再生本部が総合調整、連携

内閣の関係機関や各府省が行っている各種施策

雇用対策

中小企業の再生

事業転換などの経営革新

地域の基幹産業の再生

観光など新規産業の創出

都市と農山漁村の共生・対流 等

【3.今後のスケジュール等】

12月下旬～1月下旬 全国の地方公共団体、事業者等から提案募集
2月下旬 国として支援すべき事項を「プログラム」として地域再生本部で決定
(注)法律改正が必要な事項については所要の法案を提出